

## 議事録係として法整備支援に携わって

公益財団法人国際民商事法センター研究員

長屋 寿

(ながや ひさし)

1981年岐阜県生まれ。公益財団法人国際民商事法センター研究員・議事録係。明治大学大学院在学中に議事録作成業務を開始。現在に至る。

### 1. はじめに

私が初めて法整備支援に携わったのは今から約9年前、カンボジアの不動産登記に関する会合に議事録係として参加した時でした。大学のゼミの先輩に紹介され、その業務を引き継ぐ形で始めたものです。議事録の作り方も知らなければ法整備支援のことさえ知らない、そんなスタートでした。それからはひたすら試行錯誤の繰り返しで、常に己の力不足を痛感してきました。それでも、多くの関係者の方々に助けられ、教えられ、何とか今日まで続けることができました。改めて振り返り、既に9年も経っていたのかと我ながら驚いています。

その間、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ネパール、インドネシア等々、様々な国や人と関わる機会を持ちました。いずれもかつては縁遠く、今では親しみを感ずる大切な存在となりました。そこで得られた経験は、この業務に携わらなければ一生触れることのできないものばかりだったと思います。

私が法整備支援に関わることができるのは議事録を依頼されたときに限られるため、知識や経験は断片的なものにすぎません。そのような拙い経験の中から、議事録のこと、法整備支援のことなどについて少し綴らせていただきたいと思います。

### 2. 議事録というもの

ひと口に議事録といっても、そのスタイルは様々ではありません。発言を一言一句違わず文字起こしするもの、レジュメやメモ書きのような簡潔なもの、さらには「協議の結果、議題につき全会一致で可決された」の一行で済まされるものさえあります。「議事録とはかくあるべし」といった基準もないようで、人によってそのイメージは異なります。

そのため、依頼者によって議事録の形は変わります。「発言は全部記録するように」と言われることもあれば、「なるべく短く」と言われることもあります。また、特に要望がない場合は作成者によって様々な議事録が作られることとなります。他の方が作成された議事録を見ると自分のものとは随分異なっており、それぞれに工夫が凝らされていて大いに参考になります。

私が議事録と聞いてイメージするのは『法典調査会 民法議事速記録』です。現行民法

の起草に係る資料であり、学生時代、論文を書く際に随分お世話になりました。速記録なので比較的話したまを記録しているものと思いますが、100年以上前の人々の生の声が聞こえてくるようで、読むだけでもなかなか面白いものです。これを読んでいた頃はまさか自分が議事録を作ることになるとは想像もしていませんでしたが、私にとって議事録の一つの理想形といえます。

私が議事録を作成する際には、AG会合と本邦研修とでその形式を変えています。まず、AG会合の議事録はなるべく短くまとめるようにします。依頼者が簡潔な議事録を望んでいるというのが一番の理由ですが、AG会合の場合は発言者が皆日本人であることが多く、発言内容を把握しやすいため短くまとめることが比較的容易であるという理由もあります。

一方、本邦研修の議事録は発言をそのまま文字起こしする形式に近いものにしていきます。本邦研修は基本的に通訳を介して行われるのですが、通訳された日本語が理解しづらいということが時々あります。これは彼我の言語構造の違いによるものであり致し方ないとはいえ、議事録を作成する際には頭を悩ませることになります。そのまま文字起こしすると不自然な日本語になってしまいますが、「きっこう言いたかったのだろう」と安易に修正してしまうと発言の趣旨を損ねるおそれがあります。日本側と相手国側とで理解にズレがあることは珍しくなく、実際、教官や専門家の方々が「え、そういう意味だったの!？」と驚かれる姿を今まで何度も目にしてきました。素人である私であればなおさらその危険性は高く、したがって修正は最小限に止めるようにしています。

いずれにせよ、「重要な情報を落とすまい」と慎重になると議事録は冗長なものになりがちで、その分チェックされる方々に余計な負担をおかけすることになってしまいます。他の議事録係の方々が作成されるような簡にして要を得た議事録を作れるようになりたいものですが、まだまだ精進が足りません。

議事録を依頼される場合、「こういう議事録を作ってもらいたい」という要望があれば、サンプルを見せるなどして事前に議事録係に伝えておくとよいのではないのでしょうか。

### 3. 法整備支援について

法整備支援はまず第一に相手国のために行われるものですが、日本側が相手国の法律のみならず文化や言語などの多様な知識を得ることのできるまたとない機会でもあると思います。それは私にとっても同様で、法整備支援に関わることで多くの貴重な経験をさせていただきました。

私は大学では民法を専攻していましたが、それ以外の法分野については大した知識を持ち合わせていません。そのような者が専門家同士の議論を記録するわけですから、今でも議論についていくのは大変です。訳も分からずメモを取り、家に帰って音声を聞きながら本やネットでひたすら調べる、毎回その繰り返しです。また、本邦研修などでは外国の方々との議論を記録することになり、飛び交う外国語に苦しめられることも少なくありません。日本語にない発音もカタカナで表記しなければならず、私一人では対応するにも限度があります。そんなとき、AGの先生方、教官や専門家の方々、そして通訳の方々にとれほど

助けていただいたか分かりません。こちらの初歩的な質問にも優しくお答えくださり、時には懇切丁寧なメールをお送りくださることもありました。そうやって得られた知識が少しずつ積み重なることで、徐々にではありますが、ある国で得られた知見を他の国にも活かすといったこともできるようになってきました。法律や言語のプロの方々の警咳に接することができる、これは法整備支援に携わることで得られる最も大きな喜びの一つです。

また、法整備支援は外国の専門家の方々と接することができるよい機会でもあります。本邦研修で来日された研修員の方々のお話はどれも興味深く、こちらの常識や固定観念が揺さぶられることが多々あります。国家体制や文化の違いが法に与える影響というのもの、日本法だけ学んでいると見過ごしてしまいがちです。例えば所有権一つとっても資本主義国と社会主義国とでは考え方が異なり、日本の先生方でさえ研修員の方の説明を聞いて「ああ、そうか」と驚かれることがあります。法の多様性を肌で感じることができるというのも法整備支援の現場ならではの思いです。

研修員の方々といえば、どなたも親切かつ個性的で、研修の度に楽しい思い出を頂いてきました。皆さんそれぞれが国家の重責を担って来日されているのですが、気取らず偉ぶらず、いつも対等な相手として接してくださることは本当にありがたく思っています。部屋の片隅で小さくなっている私にも気さくに声を掛けてくださったり、母国の食べ物を差し入れてくださったり。とある研修の初日、何年もお会いしていなかった方に「元気でしたか？」と笑顔で話しかけていただいた時は嬉しくて目頭が熱くなりました。日本側と真剣に議論を交わされる姿、休憩時間にお菓子を頬張りながら談笑される姿、マイク片手に朗々と民謡を披露される姿等々、議事録係の席から覗いた研修員の皆さんの印象的な姿は数え切れません。

そして、これは多くの方が異口同音におっしゃるのですが、日本側の支援態度、とりわけその粘り強い態度には常々感銘を受けています。話し合われる内容が高度であることに加え、文化・伝統・言語等の違いにより意思の疎通がうまくいかないことはよく起こります。何度言っても伝わらない、理解してもらえない、そんなときでも日本の先生や専門家の方々は辛抱強く説明を繰り返されます。「それはさっきも言ったじゃないか」と会議室の後方で私がやきもきしているのとは対照的に、あくまで穏やかに語られる姿にはただただ頭が下がります。外国の支援の中には「我々の制度と同じにしなさい」と一方的に押し付けるものもなくはありません。「それでは意味がない。彼らが自ら考え、理解し、作り上げたものでなければならぬ」と日本の先生や専門家の方々はおっしゃいます。これは言うに易く行うは難しであり、そのために費やされる労力は図り知れません。本当に相手国のことを思っていなければできないことであり、それが上記のような粘り強い態度として表れているのだと思います。これは日本による支援の美点として大いに誇ってよいことではないでしょうか。

#### 4. 法律の言葉の厳密さについて

議事録を作るようになって、日本語だけでなく言葉そのものについて関心を持つことが

多くなりました。その中で、最近特に気になっていることを一つお話ししたいと思います。

日本で法律を学んだ人であれば、「法律の言葉は厳密に用いなければならない」ということは常識になっていると思います。法律の言葉が曖昧であった場合にどのような不都合が生じるかについては説明するまでもないでしょう。日本における法律の言葉の厳密さ・難解さは素人には近寄りがたいものがありますが、正確さを期するという意味では非常に高いレベルにあると思います。

しかし、法整備支援で各国と関わると、そのような日本側の常識が通用しない場面にはしばしば遭遇します。例えばラオスなどはそうなのですが、一つの概念を表すのに複数の言い回しを用いることが常態となっています。「違う言葉を使っているが意味は同じ」というのは法学部上りの私などには馴染みにくいもので、研修などで一つ一つ確認していく必要があります。日本の専門家の方々も「一つの概念には一つの言葉を用いるようにしてください」と長年訴えてこられたのですが、思いのほか相手国側の同意を得られません。

「それは言葉として美しくない」というのがその理由だそうです。「法律と文学は違いますから」と反論しても「言葉は文学である」と言い返されるなど、文化の違いをこれでもかと思ひ知らされます。昔、英語の授業で「同じ表現を並べた文章は頭が悪く見える」と教えられたことを思い出します。実際、ラオスの法律を読むと、全く同じ構文なのにあえて表現を変えていたりして、「同じ表現を繰り返してなるものか」という執念のようなものさえ感じることがあります。現在起草作業中のラオス民法典の草案でも、AGの先生や専門家の方々の指摘によって用語の統一が図られた部分は少なくありません。

何とかならぬものかと常々思っていたのですが、最近その考えが揺らいできました。きっかけは昨年夏。知り合いの大学教授の依頼でイタリアの論文を翻訳したのが事の発端でした。それは日本について書かれたものだったのですが、引用された日本法のイタリア語訳を読むと、日本語では同じ用語であるものがイタリア語では様々な言葉で翻訳されていたのです。一例を挙げると、日本語であれば「権限」という言葉で統一されるべきところが、「権限」「権能」「権力」「能力」「自由裁量」等々、多種多様な言葉で表現されているのです。地の文であればともかく、法規範の文章でさえそうであることに驚きを禁じ得ませんでした。ラオスでの経験が蘇り、まさに「ブルータス、お前もか」との思いでした。同教授にお尋ねしたところ、イタリアではそれが普通だそうです。弁護士の書く文章でさえ同様とのことでした。同教授も翻訳の際には難儀されているようで、「こちらが何を言っても『何も問題はない』と一顧だにされない」と嘆息されていました。

これはイタリアだけの話なのかと思い、隣国フランス法の先生にもうかがってみました。フランスも全く同じだそうです。「彼らは日常の言葉で法律を書くからね」とおっしゃっていたのが印象的でした。フランス民法典の成立過程を考えると、これは「法律は誰のためのものか」ということとも関わってくるのかもしれない。また、スペインでも事情は変わらないようで、山田信彦編著『スペイン語法律用語辞典』のはしがきにも同じような嘆息が綴られています。これら三国は言葉が似ているため、もしやと思ったのですが、法律の言葉遣いについても似ているようです。

当初、法律の言葉を厳密に用いないのは東南アジアに特有の現象であり、やがて法律学が発達すれば自然と厳密になるであろうと単純に考えていました。しかし、長い法の歴史を有する伊仏西でも同じであるとする、「一つの概念には一つの言葉を」というのは案外世界的常識とは言えないのではないか？ それを相手国に求めることに問題はないのか？ このような疑問を抱くようになりました。もちろん、私のごく限られた知見だけでそう判断することはできませんし、伊仏西がむしろ世界的に特殊であるという可能性も否定できません。ただ、今まで当然だと思っていたことが揺らいで不安になったことは確かであり、この点については今後も調べる必要があると思っています。

## 5. 最後に

最後に、今までお力添えをいただきました関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。AGの先生方、法務省法務総合研究所国際協力部の教官、専門官、事務官の皆様、JICAの専門家、職員の皆様、通訳の皆様、そして公益財団法人国際民商事法センターの皆様、厚く御礼申し上げます。私の拙い仕事が少しでも皆様のお役に立てているのであれば望外の喜びです。